

Hermann Gottschewski

『協和』

2009年11月13日

対位法入門

1. Johann Joseph Fux: *Gradus ad Parnassum*

ラテン語で書かれた、模範的な対位法の教科書。初版ウィーン 1725年。18世紀でドイツ語、イタリア語、フランス語、英語などに翻訳された。18世紀から19世紀にかけて、全ての大作曲家がこの本を読んだ。

基本的な概念

音程 (intervallum) : 1度、長/短2度、長/短3度、完全4度、完全5度、長/短6度、長/短7度、完全8度など、減/増音程、同時/進行音程

協和音程、不協和音程

- 1 完全協和音程 (1度、完全5度、完全8度)
- 2 不完全協和音程 (長短3度、長短6度)
- 3 不協和音程 (4度、長短2度、長短7度、すべての減音程と増音程)
(8度を越えた音程は原則として、その8度を引いた音程と同じ、例えば10度=3度)

注 この音程の使い分けは基本的に15/16世紀から20世紀初頭まで有効

2声書法

原則として既存のメロディー(「声部」)に第2の声部を付けること

進行 (一つの声部の) : 段階的な進行、飛躍

(2声書法で) :

- 1 直行 (両方の声部が同時に同じ方向に進行する場合)
注 平行 (両方の声部が同じ音程をもって同じ方向に進行すること) は直行の一種類。
- 2 斜行 (一方の声部のみが進行する場合)
- 3 反行 (第2の声部が既存の声部と逆の方向に進行する場合)

許されている進行、禁じられている進行、良くない進行 (2声書法で)

- 1 平行 は不完全協和音程のみで許される、完全協和音程では厳禁。
- 2 「隠伏」 (直行をもって不完全強和音程から完全協和音程へ進行すること) は禁止。
- 3 「反平行」 (反行で1度から8度へ、または8度から1度へ進行すること) は禁止。
- 4 両声部が直行で同時に(広い)飛躍するのは良くない。
- 5 続けて平行を使うのは良くない。反行を多く使うのは良い。
- 6 両声部がお互いに不協和音程を成すのは特別のケースのみで許される。

注 3声以上の書法では1のルールはそのまま有効だが、2のような進行は許されるケースもある。

対位法（2声の場合）の実習-フックスによる5種類

5種類には特に不協和音程の扱い（Dissonanzbehandlung）で違いが見られる。

第1種類：（全）音符対音符

- ・ 不協和音程を使ってはならない

第2種類：2音符対1音符（2分音符対全音符）

- ・ 定旋律の全音符に当たる二つの2分音符は、全音符と同時に始まる「アルシイス」と「テシイス」に区別される
- ・ アルシイスには協和音程（完全協和音程、不完全協和音程）のみが許される
- ・ テシイスには不協和音程も許されるが、テシイスが不協和音程の場合にはそれが同じ方向に進む段階的（2度）進行の中でなければならない。（これは「経過的不協和音」と言う）
- ・ アルシイスと次のアルシイスは、その間にあるテシイスと関係なく、完全協和音程で平行してはならない。（「アクセント平行」。）
- ・ テシイスからアルシイスへの進行では第1種類と同じルールが有効
- ・ 第2声部はアルシイスからでもテシイスからでも始まることができるが、いずれにしても最初の音は定旋律と完全協和音程をなさなければならない

第3種類：4音符対1音符（4分音符対全音符）

- ・ 定旋律の全音符に当たる四つの4分音符の中には、第1と第3は「アルシイス」、第2と第4は「テシイス」になる。それについては大体第3種類の対位法のルールとが扱われる（第1と第3は協和音程のみ、第2と第4は経過不協和音も）
- ・ 但し、第2と第4の音符は両方とも協和音程の場合には、第3の音符にも経過不協和音が許される
- ・ 完全協和音程によるアクセント平行は第1の音符から次の第1の音符までも、第3音符から次の第1音符までも禁止。（ただ前者を場合によって許す教科書もある。）
- ・ ここまでのルールに違反している「フックスの転過音」（定旋律の上に8度-7度-5度-6度の進行）が許される

第4種類：シンコペーション

- ・ 第2種類と同様に一つの全音符に二つの2分音符が当てられるが、テシイスの音符が次のアルシイスに伸ばされる。
- ・ この場合にはテシイスは協和音程のみが許されるが、アルシイスに不協和音程が許される。
- ・ アルシイスにある不協和音程が2度下行（下行きの段階的進行）で不完全協和音程に進行しなければならない。（定旋律が上にある場合には、4度が5度に進行することも許される。また、定旋律が下にある場合には、9度が8度に進行する特定のケースも許すが、原則としてはよくない。）これは「解決」という。
- ・ アルシイスとアルシイス、またはテシイスとテシイスで完全協和音程の平行（ずれた平行）が禁止

第5種類：種々の音価

- ・ このタイプでは「リズム的に滑らかな、よいメロディーを作る」のが第一の課題なので、一つ一つの進行以外にメロディーの作り方について様々なルールがある。ここには省略。
- ・ 4分音符より小さい音価を使う場合には転過音としての不協和音程（アルシイスにある協和音程からテシイスにある不協和音程へ2度で進行して、もとの音に戻る）が許される。
- ・ シンコペーションと解決の間に別の音が入るときがある。（特定のケースのみ。）